

別記様式第1号の2の2の2（第4条、第51条の11の2関係）

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

仲多度南部消防組合消防本部 消防長 殿

統括 防火
 防災 管理者

住 所 _____

氏 名 _____

別添のとおり、全体についての 防火
 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名
 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）

防火対象物
 又は _____ の所在地
 建築物その他の工作物

防火対象物
 又は _____ の名称
 建築物その他の工作物
 （変更の場合は、変更後の名称）

防火対象物
 又は _____ の用途
 建築物その他の工作物
 （変更の場合は、変更後の用途）

令別表第1

（ ）項

その他必要な事項
 （変更の場合は、主要な変更事項）

受 付 欄※

経 過 欄※

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

管理権原者一覧

※ 連名による届出であって、届出書鑑の「管理権原者の氏名」欄に記載することが困難な場合は、当該「管理権原者の氏名」欄に「別紙の通り」と記載し、下記に各管理権原者の情報を記載してください。

番号	管理権原者の住所・氏名
1	住所 会社名等 氏名
2	住所 会社名等 氏名
3	住所 会社名等 氏名
4	住所 会社名等 氏名
5	住所 会社名等 氏名
6	住所 会社名等 氏名
7	住所 会社名等 氏名
8	住所 会社名等 氏名

全体についての防火管理に係る消防計画

(目的)

第1条 この全体についての防火管理に係る消防計画は管理権原者の協議により、建物全体の統括防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この全体についての防火管理に係る消防計画は建物に勤務し、出入りする者及び防火管理業務受託者に適用する。

(管理権原の範囲等)

第3条 この建物の各管理権原者及びその権原の範囲は下記のとおりとする。

番号	管理権原者	権原の範囲
(例)	消防太郎(〇〇書店)	1～3階 書店部分
1		
2		
3		
4		
5		

※権原の範囲を説明しにくい場合は平面図に権原の及ぶ範囲を記載し添付してください。

2 建物全体の統括防火管理を行うため、各管理権原者による協議により統括防火管理者を選任する。

(統括防火管理者の権限と責務)

第4条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理に係る消防計画の実行についての全ての権限をもって、次の業務を行う。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の作成
- (2) 消火、通報及び避難の訓練の定期的な実施、廊下・階段その他の避難施設の管理
- (3) その他建物全体について防火管理上必要と認める事項

2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者と防火業務に関する情報共有を行い、全体についての消防計画の内容を各事業所に周知する。

3 統括防火管理者は、各事業所において防火管理が適正に行われず全体についての防火管理業務が遂行できないときは各防火管理者に対して必要な措置を指示する。

(各事業所の防火管理者の責務)

第5条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、防火管理者変更、各種点検の結果その他の防火管理について必要な事項を統括防火管理者に報告し、統括防火管理者が作成する全体についての消防計画の内容を把握する。

2 防火管理者は、全体についての防火管理に係る消防計画に基づき、各自の事業所の消防計画を作成し防火管理業務を行わなければならない。

3 防火管理者は、相互の連絡を保ち協力しなければならない。

(点検、検査)

第6条 防火対象物・消防用設備等の点検及び建物等の検査は次による。

(1) 防火対象物の法定点検(防火対象物点検、防災管理点検)等

防火対象物点検(□必要 □不要)

防災管理点検(□必要 □不要)

上記点検は、共用部分は()の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の管理権原者の責任により行う。

(2) 消防用設備等の法定点検

消防用設備等の法定点検は、()※の責任により行う。

点検は、点検業者に委託して行う。

※それぞれの事業所で点検につき責任を持つ者(点検業者と委託契約を締結する者)が分かれる場合は、担当場所及び担当設備をすべて記載してください。

(3) 消防用設備等及び防火・避難施設等の自主点検

消防用設備等の自主点検は、共用部分については、()が行い、各事業所の占有部分については、各事業所がそれぞれの消防計画に基づいて行う。

建物、避難施設、火気設備器具等の自主点検は、共用部分については、()が行い、各事業所の占有部分は各事業所がそれぞれの消防計画に基づいて行う。

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第7条 統括防火管理者及び各事業所の管理権原者又は防火管理者は、報告書類及び防火管理上関係のある書類を消防計画とともに取りまとめ、必要な記録をする

(避難施設等における遵守事項)

第8条 防火管理者、従業員等は、避難施設等を確保するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 階段、廊下、通路等の避難経路には物品を置かない。
- (2) 避難経路となる部分は常に整理・整頓し、避難の支障にならないようにする。
- (3) 非常口は施錠しない。又は非常時に容易に開錠できるようにする。
- (4) 防火戸は正常に作動するよう日頃から機能保持に努める。
- (5) 防火戸の前に物品等を放置しない。
- (6) 定員の遵守に努める。

2 各事業所の避難施設等の維持管理に関する事項は各事業所の消防計画に定める。

(従業員等の遵守事項)

第9条 従業員等が火気使用設備・器具を使用するときの遵守すべき事項については、火災予防条例に従うほか、各事業所の消防計画に定めること。

(自衛消防訓練)

第10条 火災、地震その他の災害に対応するための各事業所の消火、通報及び避難訓練は、各事業所がそれぞれの消防計画に従い実施することができる。但し統括防火管理者は、全ての事業所が参加する合同自衛消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(災害時の活動要領等)

第11条 火災、地震その他の災害時は、各事業所の従業員は、この全体についての消防計画及び各事業所の消防計画で定めた自衛消防組織又は活動要領に関する事項に基づいて相互に連絡、協力しながら対応する。

2 統括防火管理者は災害時に建物全体における指揮を担当し、各事業所はそれぞれの占有部分において活動するほか、他の事業所で災害が発生したときは各事業所の消防計画で定められた任務分担に基づき全体についての自衛消防組織としても活動を行う。その場合の活動は次の要領を目安とする。

(1) 指揮・通報連絡班

自動火災報知設備の感知器作動信号を受信した場合等は、非常放送等により館内の確認及び連絡をするよう従業員に伝える。火災である旨の連絡を受けた場合は非常放送等により館内に火災発生場所を知らせ、火災通報装置等を利用して消防機関(119番)へ通報する。

地震発生時は、非常放送等により、余震や落下物に注意しながら安全な場所で待機するよう呼びかけ、又は状況を見て避難させる。なお火災発生時や倒壊危険がある場合等は直ちに避難させる。

(2) 消火活動班

初期消火班は、自動火災報知設備の感知器作動の放送を受けた場合等は火災発生の有無を確認し、火災である場合は周囲に火災であることを大声で知らせつつ消火器等を利用して初期消火を行う。

(3) 避難誘導班

避難誘導班は、自動火災報知設備の感知器作動の放送を受けた場合等は火災発生の有無を確認し、火災である場合は周囲の者に対して大声で伝える、自動火災報知設備の発信機を押すなどの方法により知らせ安全な場所へ避難誘導する。

地震等の場合は防災センターの判断や各地区の状況等を基に安全な場所で待機させ、又は避難させる。

3 災害の際は正面口に消防隊の誘導員を配置する。必要に応じて消防隊に平面図等を提供する。